



株主さまアンケート 結果のご報告

昨年12月に実施させていただきましたアンケートにつきましては、10,000名を超える株主の皆さまからご回答をいただきました。非常に多くのご意見・ご感想をいただきましたことを、この場をお借りして心より御礼申し上げます。ここではその一部をご紹介します。

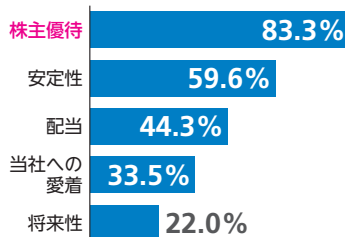
株式について

当社株式の保有理由については、「株主優待」とお答えいただいた方が8割を超え、当社株主優待への関心の高さがうかがえました。更に、第2位以降の回答からは、当社事業の安定性への期待や、事業内容への信頼・関心の高さもうかがえました。

当社株式の保有方針については、「保有し続けたい」とご回答いただいた方が7割を超え、第2位には「買い増ししたい」とのご回答が続ききました。今後も当社株式を継続保有・買い増ししていただけるよう、更なるサービス・魅力向上に努めてまいります。

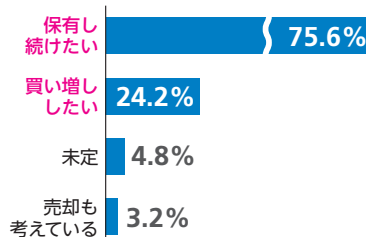
Q1

当社株式を保有されている理由は何ですか？



Q2

今後、当社株式についてどのような方針をお持ちですか？



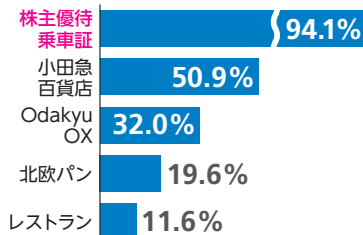
株主優待について

当社株主優待については、よく利用するものとして「株主優待乗車証」を挙げた方が9割を超えるとともに、株主優待の満足度についても半数以上の方に「満足している」とご回答いただきました。

今回いただいたご意見を参考にしながら、さまざまな株主優待制度の内容充実を検討してまいります。

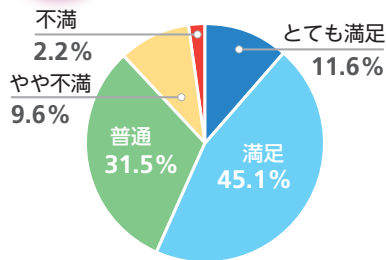
Q3

現在の株主優待のうち、よくご利用になるものは何ですか？



Q4

現在の株主優待に対する満足度は？



ご意見・ご要望

ご満足コメント

- 優待乗車証をよく利用して出かけるので、たいへん便利です。
- 小田急は、安定感があり、将来性も高いので今後も株式を保有し続けたい。
- 箱根で色々な割引を受けられるので、持ち続けたい。

ご要望コメント

- 優待乗車証の枚数を増やしてほしい。
- 長期保有優待を考慮してほしい。
- 株主優待冊子について、共通券式にしてほしい。

【アンケートについて】ご回答いただきました内容は、今後のIR活動や経営の参考とする目的以外に使用されることはございません。

優待乗車証と優待割引券はお手元に届いたときからご利用いただけます。

株主優待制度のご案内

毎年3月31日および9月30日現在の1,000株以上ご所有の株主さまに、半期に1回所有株式数に応じた優待乗車証のほか、小田急グループ200以上の店舗・施設でご利用いただける優待割引券をお送りいたします。

株主優待乗車証

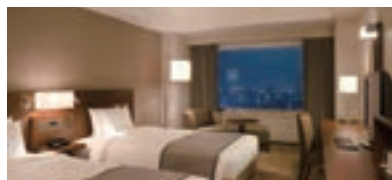


ご所有株式数	乗車証の種類	枚数(半期)
60,000株以上	小田急線全線および小田急バス全線 共通優待乗車証(定期券式)	1枚
	小田急線全線優待乗車証 (回数券式、1枚1乗車有効)	30枚
30,000株以上 60,000株未満	小田急線全線優待乗車証(定期券式)	1枚
	小田急線全線優待乗車証 (回数券式、1枚1乗車有効)	30枚
20,000株以上 30,000株未満	小田急線全線優待乗車証 (回数券式、1枚1乗車有効)	80枚
10,000株以上 20,000株未満		40枚
5,000株以上 10,000株未満		20枚
3,000株以上 5,000株未満		10枚
1,000株以上 3,000株未満		3枚

そのほかの各種ご優待例



小田急百貨店、Odakyu OX
お買物割引券



小田急グループホテル
宿泊割引券、レストラン・バー割引券



箱根湯寮ほか
レジャー施設各種割引券

※掲載している株主優待制度は一例です。株主優待制度の詳細に関しては、当社ホームページ「株主の皆さまへ」をご覧ください。

30,000株以上の株主さまの特典



GOLF
小田急藤沢ゴルフクラブ
1,000~4,000円割引



GOLF
小田急西富士ゴルフ倶楽部
約2,000~6,000円割引



CALENDAR
小田急電鉄カレンダープレゼント
※9月30日現在の株主さまが対象

※一部割引除外となる場合がございます。 ※優待の内容については、変更する場合がございます。

株主カレンダー

掲載の内容は2014年6月時点での予定です。

下旬 株主優待ご送付



株主インフォメーション

単元未満(1,000株未満)株式をご所有の株主さまへ

■ 単元未満株式買増・買取請求制度について

当社の株式は1単元が1,000株となっており、単元未満株式(1~999株)については市場で売買はできませんが、当社に対して1,000株(1単元)となるよう買増請求(購入)すること、または単元未満株式を当社に対して買取請求(売却)することができますので、ご案内申し上げます。

買増・買取請求制度の例



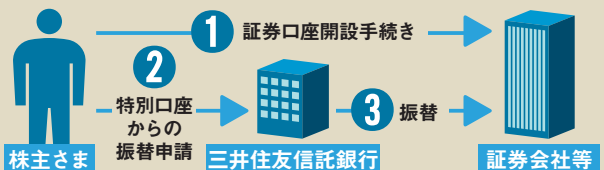
証券会社等に口座をお持ちでない株主さまへ

■ 特別口座からの振替えについて

現在、証券会社等に口座をお持ちでない株主さまの株式は、当社が三井住友信託銀行に開設した「特別口座」に登録されています。特別口座に登録された株式に関しましては、そのままでは**売買や譲渡等ができないなどの制約があります**ので、ご本人名義の証券会社等の口座への振替えをご検討くださいますようお願い申し上げます。

特別口座から証券会社等の 口座への振替申請のお手続き

特別口座から証券会社等の口座への振替を申請することで株式の売買等ができるようになるメリットがあります



お問い合わせ先

- 証券会社等の口座に単元未満株式の登録がある株主さま ▶ 株主さまの口座のある証券会社等
- 特別口座に株式の登録がある株主さま ▶ 三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120-782-031

■ 上場株式等の配当等に係る10%(所得税7%住民税3%)軽減税率の廃止について

2014年1月1日から上場株式等の配当等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)は廃止され、本来の税率である20%(所得税15%、住民税5%)となりました。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの間(25年間)は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が施行されており、その所得税額に対して2.1%が「復興特別所得税」として課税されています。そのため、株式等の配当等もその源泉所得税を徴収する際に「復興特別所得税」が併せて徴収されています。

〈上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について〉

配当等の支払開始日	2014年1月1日~2037年12月31日	2038年1月1日~
上場株式等の配当等の税率	20.315% [内訳] 所得税(15%)・住民税(5%) + 復興特別所得税(0.315%)*	20% [内訳] 所得税(15%) 住民税(5%)

*15% × 復興特別所得税率2.1% = 0.315%
(上記は、2014年1月時点の情報をもとに作成しています。)

●上記は、上場株式等の配当に係る復興特別所得税について、一般的な情報をご提供するものであり、この内容が当てはまらない場合もございます。詳細につきましては、最寄りの税務署、税理士等にお問い合わせください。